

ESG リスクトピックス <2023 年度第 8 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然資本>

○TNFD、開示フレームワーク第一版を発表

（参考情報：2023 年 9 月 18 日付 TNFD HP:<https://tnfd.global/final-tnfd-recommendations-on-nature-related-issues-published-andcorporates-and-financial-institutions-begin-adopting/>

2023 年 8 月 25 日付 GPIF HP:https://www.gpif.go.jp/esg-stw/esginvestments/2022_esg.html)

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、9 月 18 日に開示フレームワークの第一版を公表した。本フレームワークは TCFD と同様に「ガバナンス」、「戦略」、「リスクとインパクトの管理」、「測定指標とターゲット」の 4 本の柱と 14 の開示提言で構成される（下図）。ただし、自然特有の課題を踏まえて、TCFD と比較して一部の開示提言が追加、修正されている。

2023 年 3 月に公表された草案（Beta v0.4）からの変更点としては、「リスクとインパクトの管理」に含まれていたステークホルダーに関する記述が削除された。代わりに「ガバナンス」に、先住民を含む幅広いステークホルダーに対する人権方針やエンゲージメント活動、それに対する取締役会と経営陣の監督状況を説明することが盛り込まれ、より経営陣の責任が問われる内容になった。

< TNFD の開示提言 >

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。</p>	<p>組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。</p>
<p>開示提言</p> <p>A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する取締役会の監督について説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。</p> <p>C. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、および移行計画や分析について説明する。</p> <p>C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略的レジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。</p> <p>D. 組織の直接操業において、および可能な場合は優先地域に関する基準を満たす上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産や活動がある場所を開示する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。</p> <p>C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。</p> <p>B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標を開示する。</p> <p>C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。</p>

出典：「TNFD の提言のエグゼクティブサマリー v1.0」日本語版

また4本の柱に横断的に適用される、以下の6つの一般要件が設けられた。

- ① マテリアリティの考え方を示すこと
- ② 開示の範囲とその決定プロセス、将来的に開示範囲を拡大する見込みを示すこと
- ③ 組織と自然が接する地理的場所（ロケーション）を考慮すること
- ④ 可能な限り他のサステナ関連開示と統合的に開示すること
- ⑤ 自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）の検討に際して、考慮した短期、中期、長期の将来の時間軸を示すこと
- ⑥ 先住民、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントプロセスについて示すこと

TNFDは本フレームワークの公表に合わせて、TNFDの採用を表明する企業や組織をホームページ上で募集開始した。採用を表明した企業や組織のリストは、次のダボス会議で公表される。

TNFDはこれまでも草案を4回にわたって公表してきたことから、草案に基づいて既にTNFDに沿った開示を行う日系企業が増加している。また2023年8月、日本の公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、自らの投資ポートフォリオを対象にTNFDトライアル分析を実施した結果を公表するなど、金融機関も動き始めている。

TNFDで対象となる自然関連課題は多岐にわたり、また場所によって自然の特性や自然と自社事業との関係性が大きく異なるため、TNFDはTCFDに比べて難易度が高い。そのため企業はTNFDの採用に早く着手し、経験を蓄積しながら段階的に開示の範囲や深さを拡大していくことが望まれる。

<国際動向>

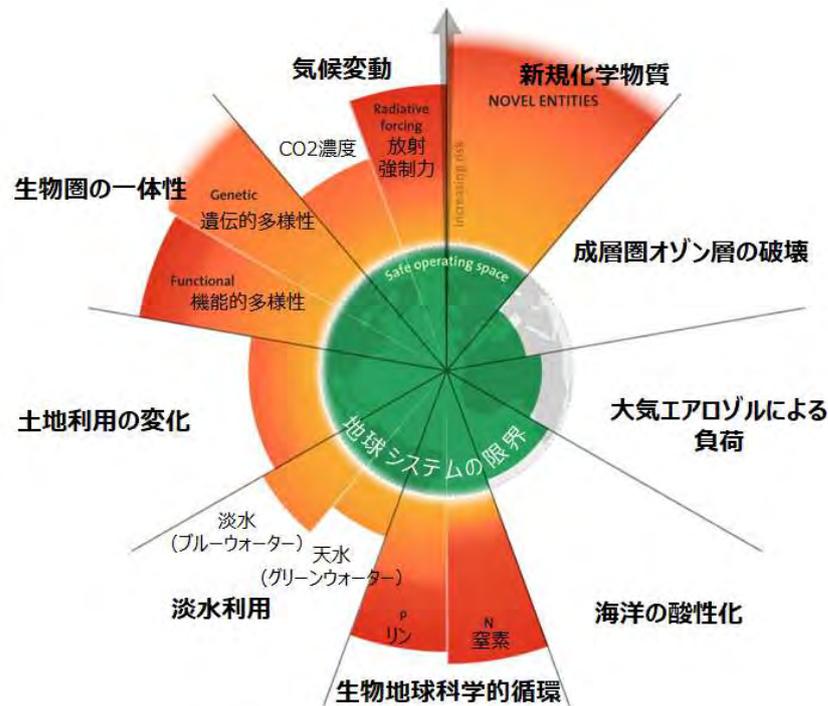
○「プラネタリー・バウンダリー」第4版が公表。9領域中6つで地球の環境容量を超過

（参考情報：2023年9月13日付 ストックホルム・レジリエンス・センターHP：

<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2023-09-13-all-planetary-boundaries-mapped-out-for-the-first-time-six-of-nine-crossed.html>）

ストックホルム・レジリエンス・センターは9月13日、地球の環境容量の限界を示す「プラネタリー・バウンダリー」に関する最新の研究結果を公表した。プラネタリー・バウンダリーは2009年に同センターのヨハン・ロックストローム博士らにより提唱された概念で、「気候変動」「生物圏の一体性」「土地利用の変化」「淡水利用」などの9つの領域で、地球の環境容量を科学的に定式化したものである。第4版となる今回は、9つすべての領域に対する評価が初めて実現した。それによれば6領域で地球の環境容量を超過しており、また全ての領域で人間活動の圧力が増加していることが明らかになった（下図）。

<プラネタリー・バウンダリーの最新評価結果>



(出典：Azote for Stockholm Resilience Centre、Richardson et al. (2023.9) より弊社仮訳)

第4版で新しく定量化された領域は、「新規化学物質」「大気エアロゾルによる負荷」の2つである。新規化学物質にはマイクロプラスチック、内分泌攪乱物質、有機汚染物質、遺伝子組み換え生物などの多種多様な物質が含まれる。

プラネタリー・バウンダリーの考え方は世界的に普及しており、最近では自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) の開示フレームワーク第1版、科学的根拠に基づいた自然関連の目標設定の枠組みである SBT for Nature のガイダンスなどで引用されている。企業は気候変動についてはパリ協定の採択やTCFD開示提言の公表以来、取り組みを加速させてきたが、他の8領域についても向き合うべき時である。TNFDの開示フレームワークはプラネタリー・バウンダリーの9つの領域を含めて、自然関連課題に関する企業のリスク管理や情報開示の道しるべとなるものであり、企業はそれを参考にして取り組みを進めていくことが期待される。

<コーポレートガバナンス>

○企業統治の国際原則が改定、サステナビリティのリスク・機会の評価手法を提示

(参考情報：2023年9月11日付 OECD HP：<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ed750b30-en.pdf?expires=1697511469&id=id&acname=guest&checksum=0B812B2F277495BFDBE4A9317E6A5957>)

経済協力開発機構 (OECD) は9月11日、「G20/OECD コーポレートガバナンス (企業統治) 原則」の改訂版を公表した。改訂は2015年以來。今回の改訂では、「サステナビリティとレジリエンス」の章が新設。その中で気候変動などサステナビリティ関連のリスクと機会の管理で望ま

しい観点・手法を示した。同原則はコーポレートガバナンスの国際標準のため、今回の改訂内容を受けて、日本を含む各国のコーポレートガバナンス規範や法令の見直しに影響も予想される。

新設された章で、サステナビリティに関して ▽情報開示の促進 ▽取締役会の責任の明確化 ▽広範なステークホルダーとの対話・協働の推奨——などの内容が追加された。

《追加された内容》

追加記載事項	詳細（主な要素を抜粋）
情報開示の促進	<ul style="list-style-type: none"> 開示情報の一貫性、比較可能性、信頼性の確保 投資家による企業価値評価、投資・議決権行使の決定に影響を及ぼし得る「重要な情報」の開示 サステナビリティ情報と財務情報、その他の企業情報の連結 信頼性のある関連指標の定期開示 サステナビリティ情報に対する保証付与
取締役会の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の物理的・移行リスクを含む、重要なサステナビリティ課題に伴うリスク/機会の管理 企業の戦略目標、リスク選好度、資本構造の適合状況の評価
広範なステークホルダーとの対話・協働の推奨	<ul style="list-style-type: none"> 広範なステークホルダーの権利の尊重 従業員のコーポレートガバナンスのプロセスへの参加 ステークホルダーが必要な情報にアクセス可能な状況の確保 不正・違法行為の通報者の保護

取締役会の責任の明確化の一環では、サステナビリティ関連リスクが、企業のリスクプロファイルに及ぼす影響の有無とその度合の評価を提示。また、企業の戦略目標とそれに伴うリスク選好度が資本構造に適合しているかどうかを評価することで、財務面の健全性確保を求めた。

こうした評価の観点・手法の採用は、役員報酬を財務目標と連動させる制度を設けている場合に、サステナビリティ関連リスクが目標達成への阻害要因につながる可能性があるため、取締役会における積極的なリスク低減策の動機付けになりえる。同時に、サステナビリティ関連の機会の追求の点でも、財務影響をふまえてリスクテイクの範囲を評価・担保することで、野心的な目標追及が期待できるとしている。

<気候変動>

○デューデリ強化でグリーンウォッシュ回避を、AIGCCが金融機関向けガイドを公表

(参考情報：2023年10月4日付 AIGCC HP：<https://aigcc.net/new-japan-edition-of-greenwashing-and-how-to-avoid-it-an-introductory-guide-for-asias-finance-industry-released/>)

アジア各国の約60超の機関投資家で構成し、企業投資を通じた脱炭素化を目指すイニシアチブのAIGCC（Asia Investor Group on Climate Change、気候変動に関するアジア投資家グループ）は10月4日、企業のビジネスモデルや商品等について、実際よりも環境に良い影響を与えているように見せかける「グリーンウォッシュ」を回避するための金融機関向けガイドを公表した。

ガイドは、投資先企業と金融機関自体の双方によるグリーンウォッシュを対象に5つの回避策を提示。前者では、投資先企業へのデューデリジェンスの強化（排出量や各種環境関連データの要求、当該データの信頼性の精査など）や企業へのスチュワードシップ活動の強化など、投資先企業への直接的な働きかけを挙げた。一方後者では、自社の金融商品について、環境に関する表示の正確さや信頼性の精査などを挙げた。

また、金融業界で認知されている代表的なグリーンウォッシュの類型や、金融業界がリスクに備えるための対応についても、日本を含むアジア各国の金融市場の取組をまとめた。

グリーンウォッシュの事案は、環境配慮や保護への貢献を取り込んだ投資の拡大とともに年々増加。金融機関・投資先企業それぞれに原因がある場合があるという。グリーンウォッシュを放置すれば、実際には環境への負荷が大きい企業・事業に不適切に資本が集まることになり、グリーン経済への移行や脱炭素の目標達成を阻害する。そのため、当局の介入や規制の強化などが各国で進められている。

【グリーンウォッシュへの対策（一部抜粋・要約）】

対策1：グリーンに関する正確さと信頼性を精査すること

- (1) グリーン・クレーム（グリーン性に関する主張）が客観的であり、商品の目的に対して十分な具体性があること
例) 「化石燃料不使用」ファンドの場合、ファンドが化石燃料を販売する企業や化石燃料産業へのサービスを使用事業としている企業に投資していないことを確保する
- (2) 過去・現在・将来に関わるグリーンクレームの正確性の確保
 - ・ 過去に表明したクレームが現在も適用可能か確認を行うこと
 - ・ 現在の商品等のクレームは、実質的な便益をもたらす場合に使用すること
例) サステナビリティ・リンク・ボンドの目標達成のための取組として、本質的な効果のない取組を許容することは不可
 - ・ CO2 排出削減目標など、将来についての声明を発表する場合、合理的な根拠及び実施計画が伴っていることを確保すること
- (3) ネットゼロの誓約／ネットゼロ・アライアンスへの加盟
 - ・ ネットゼロ・アライアンス加盟時のコミットメントの内容、必要な取組を理解すること

対策2：グリーンがどのように金融商品に組み込まれているか、またその金融上の目的について透明性をもって説明すること

- (1) グリーン性に関する方針が、運用手法と整合していることを説明すること
- (2) 投資先企業・保有株式をグリーンクレームに沿って管理すること
 - ・ 投資前に十分なデューデリジェンスを実施し、保有原資産や CO2 排出量、その他の環境データの開示を要求するなど、当該企業のグリーン性の信頼性を確保すること
- (3) サステナブル・ファイナンス商品に関する表示が、信頼できる国際的なガイドラインやタクソノミーに合致しているか確認すること 等

対策3：企業やファンドのグリーンイメージが、企業やファンドの内部での行動や第三者との関係における行動と整合しているか確認すること

- (1) 金融商品の投資戦略にステワードシップ活動が含まれる場合には、グリーンクレームと整合した活動を行うとともに、透明性のある報告を行うこと
- (2) 気候変動の他に ESG の方針がある場合には、組織の統制やシステム、取締役会の監督等を含め、組織全体で方針が遵守される体制を確保すること 等

対策4：期待や規制が急速に変化する中、すべての関連法域での動向を監視すること

- ・ 事業を行っている国・地域においてサステナビリティや気候関連の情報開示の義務化の動向を監視するとともに、ステークホルダーのグリーンへの期待を理解し、商品開発や融資活動等へのアプローチに組み込むこと

対策5：投資家・ステークホルダーへの法的義務及び受託者責任を知ること

- 金融機関の取締役が、ファンド・会社・金融ポートフォリオにおける気候変動リスクを管理して適切な情報開示を行うとともに、「グリーン」に関するコミットメントを履行するためのガバナンスを整備すること

ガイドでは、欧米を中心に増加傾向にあるグリーンウォッシュ関連訴訟に基づき、グリーンウォッシュを4つに分類。不当表示法違反や競争法違反など多岐にわたる。金融機関の投融資先企業の選定や商品の表示、投融資先企業の情報開示や資金調達などで留意が必要とした。

【グリーンウォッシュの類型】

類型	事例
I.ブランドグリーンウォッシュ <ul style="list-style-type: none"> 自社のビジネスモデルが実際よりも環境面での持続可能性があると主張すること GHG削減目標に行動計画が伴わないこと 	豪州の大手鉱業会社は、石炭生産の継続的な拡大がネットゼロの誓約と矛盾するとして、市民団体が提訴。
II.商品グリーンウォッシュ <ul style="list-style-type: none"> 部分的にしかグリーンでない商品にもかかわらず、全体をグリーンと表示して売り出すこと 	韓国のがス会社が、新しい「CO2フリー」ガスを開発と公表。これに対し、市民団体が公正取引委員会に訴えたため、「低炭素」に変更。
III.グリーンウォッシュ資産へのファイナンス <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が、グリーンファイナンスをグリーンウォッシュされた資産（企業、プロジェクト等）に提供すること 	豪州の銀行の株主が、化石燃料企業への融資は会社のESG方針に反すると調査を求め、訴訟に発展。
IV.財務報告グリーンウォッシュ <ul style="list-style-type: none"> 金融機関による開示制度の下での虚偽記載や不記載があること 金融機関が事業、融資、投資に係る環境リスクに関して適切な情報開示を行わず、当該リスクへのエクスポージャーを過少に表示すること 	仏企業のGHG排出量開示が、同国の排出基準に対して過少申告の疑いがあるとして、市民団体が当局に報告。

<情報開示>

○東証が英文開示に関するアンケート実施 海外投資家7割が「不満」

(参考情報：2023年8月31日付 日本取引所 HP

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20230831-01.html>)

東証は海外の機関投資家を対象に、日本の上場企業の英文による情報開示についてアンケート調査を実施し、8月31日に結果を公表した。これまで東証は上場企業に対して英文による情報開示の充実を促しており、調査では回答者の75%が開示状況について「改善している」または「やや改善している」と評価。一方で、現状評価については「不満」「やや不満」とする回答が72%に達しており、英文開示を充実させる近年の取り組みについて評価しながらも、依然として海外投資家の求めるレベルには達していない企業が多いことが浮き彫りとなった。

調査は2021年に次いで2回目で、今年6~7月に実施。英米や欧州、アジアを中心に75件の回答を得た。日本の上場企業による英文開示の「不満」について、英文での情報開示が日本語の情報開示と比べて遅く、情報量にも大きな差があることが理由として挙げられ、「海外投資家が不利な立場に置かれている」「日本企業への投資意欲を減退させる」といった声も寄せられた。日本語の開示資料を読むことができるスタッフがいない回答者に絞ると、「不満」だとした割合は84%とさらに高い結果となった。

■海外投資家から寄せられた声

英語で開示していない情報を日本語で開示している会社がまだ多く、海外投資家にとって不利であり、日本企業への投資意欲を減退させる
海外の投資家を惹きつけるためには英語のタイムリーな情報開示を増やすことほど簡単な方法はない
英文開示が日本語の開示に比べて2~3週間遅く、この差は大きな投資機会コストを生み出している
若干改善されてきたが、外国人投資家が会社の基本的な情報を見つけることは依然として非常に困難だ
他国より遅れている

※株式会社東京証券取引所「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」から抜粋し弊社で作成

英文開示が不十分なことによる投資活動への影響についての設問では、「投資対象から除外した」が35%、「ウエイトを減らした」が28%となっており、投資の減少に直結しているケースがあることも判明。「日本への投資リスクを評価することは、ほかの国と比べてはるかに難しい」とする回答もあった。また、決算短信や有価証券報告書、ESG報告書など、一般的に投資家が参照する9つの資料について、英文開示の必要性をたずねたところ、すべての資料で「必須」または「必要」が60%を超えた。特に高かったのは決算短信で、「必須」または「必要」が89%に上った。このほか、IR説明会資料(87%)、有価証券報告書(85%)などのニーズが高いことが示された。

多くの回答者が、日本語と英語の同時開示を求めており、決算短信や適時開示資料は同時または同日中の開示を求める回答がそれぞれ約90%に上っていた。

一方、英文開示の充実を高く評価されている企業もあり、東証は調査結果の中で、英文開示が優れていると評価された82社の社名を公表している。

東証は海外からの投資を呼び込もうと、プライム上場の企業を対象に英文での情報開示を義務付ける方針を示している。各企業も外国人投資家の資金を集めるためには、今回のアンケート結果や他社の好事例を参考とした英文開示の充実化が求められている。

<国外テロ>

○国際テロ組織等の活動活発化懸念 外務省がテロの脅威を注意喚起

(参考情報：外務省 HP

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C055.html)

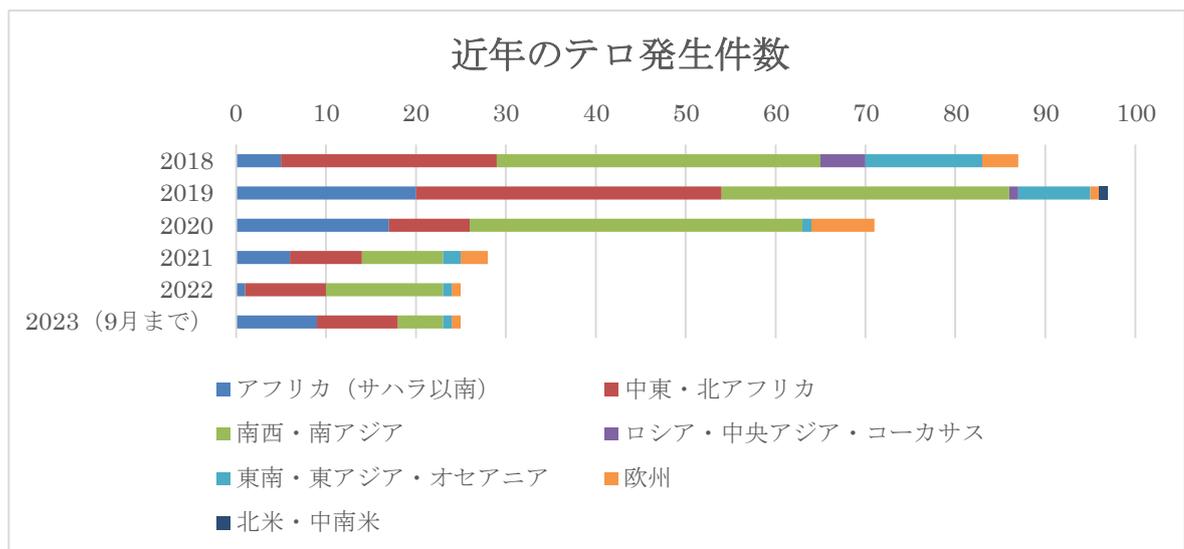
外務省は2023年10月14日、中東での紛争に伴うテロの脅威に関して注意喚起を行った。

10月7日から続くイスラエルとパレスチナ武装勢力ハマスとの衝突を受け、同月19日以降、国際的巨大大テロ組織であるイラク・レバントのイスラム国（以下ISIL）は、テロの標的について呼びかけを行っている。テロの標的として具体的に挙げられているのは、イスラエル関連権益（軍施設やインフラ施設等）・大使館、西側諸国の大使館、宗教施設、ナイトクラブ、アラブ諸国軍および政府、湾岸諸国の米軍基地等である。

同月には欧州でもテロが発生し、各国でテロへの警戒感が強まっている。13日にはフランスでイスラム過激派による刺殺事件があり、16日にはベルギーでイスラム過激派を主張する者による銃撃事件が発生している。

また、公安調査庁が取りまとめた「2023年国際テロリズム要覧」（9月26日公表）*において、国際テロ組織の活動活発化の兆候が見受けられることが指摘されている。2022年に2人の最高指導者が死亡したISILでは、新たな最高指導への忠誠表明を要求する等、組織内の結束を固める動きがみられる。もう1つの巨大大テロ組織であるアルカイダでは、2021年8月に協調関係にあるテロ組織のタリバンがアフガニスタンの実権を掌握して以降、犯行声明等の発出が増加傾向にある。

さらに、コロナ禍規制の緩和による広範囲な人的活動の再開に伴い、大勢の人が集まる場面等でテロの標的となる懸念も高まっている。近年のテロ発生件数の推移（下図）をみると、コロナ禍におけるテロ発生件数は比較的低位にあったものの、2023年は9月時点ですでに2021年・2022年と同程度の件数のテロが発生している。



(公安調査庁 HP「世界のテロ発生状況」**掲載テロ件数を弊社にて取り纏め)

このような国際的なテロの脅威の高まりを踏まえ、海外に進出している日本企業は、より精度の高い情報の収集と駐在員・出張者への最新情報の提供、徹底的な注意喚起が必要となる。

あわせて、テロ発生時に迅速な対応ができるよう、緊急対策本部や本社所管部門、現地拠点、渡航者各々の対応の確認・見直し等、海外危機管理態勢の検証・強化を行っていくことが重要である。

<渡航者への注意喚起の方法例>

- (1) 渡航者向け安全対策マニュアルの提供
海外渡航者に周知すべき海外リスクおよび安全対策（テロが起きやすい場所・状況・時期などテロに関する基本知識や危険を避けるための留意点、不審な状況を察知した場合の対応など）、緊急時対応等を記載したマニュアルを作成し配布する。
- (2) 渡航前教育
海外に渡航する従業員に周知すべき現地の情勢、安全対策、危機管理等に関して研修を実施する。
- (3) 継続的な情報提供
平時より、継続的に従業員の渡航先の危険情報や社会情勢に纏わる最新情報を収集し、渡航者に提供する。

* 公安調査庁「2023年国際テロリズム要覧」は、世界各国の過激派組織の概要や近時の動向を公安調査庁が取りまとめた文書。<https://www.moj.go.jp/psia/ITH2023.html>

** 公安調査庁「世界のテロ等発生状況」<https://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>

<コンプライアンス>

○公取委がインボイス制度における独占禁止法および下請法違反のおそれ事案を例示

(参考情報 公正取引委員会 HP :

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/files/231004teirei_1.pdf)

公正取引委員会は、10月4日にリリースした「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」の中で、インボイス制度に関して独占禁止法上の優越的地位の濫用につながるおそれのある事案に対して、23年9月末時点で36件の注意を行ったことを発表した。注意した事例については、同日の事務総長定例会見でも言及された。主なものは以下のとおり。

事例①	経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。
事例②	人材派遣業者や電子漫画配信取り次ぎサービス業者などが、免税事業者である通訳や漫画家に対し、文書などで価格引き下げを一方的に伝えていた。
事例③	大手企業が取引先に対し、課税事業者にならなければ「消費税相当額を取引価格から引き下げると」一方的に通告した。

出典：公正取引委員会「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」

「令和5年10月4日付事務総長定例会見議事録」*を基に弊社作成

今回のリリースで、同委員会は、具体的に独占禁止法や下請法上の問題となりうる行為を以下のように示している。

1. 取引対価の引き下げ	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、免税事業者との取引において、形式的な取引価格引き下げ交渉しかせず、買手の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として問題となる。
2. 商品・役務の成果物の受領拒否等	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となる。
3. 協賛金等の負担の要請等	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、優越的地位の濫用として問題となり得る。
4. 購入・利用強制	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となる。
5. 取引の停止	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えるとともに、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。
6. 登録事業者となるような恣意（誘い勧める）等	課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切ることとする等、一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがある。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様である。

出典：公正取引委員会「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」を基に弊社作成

同委員会は、インボイス Q&A や相談窓口の積極的な周知や事業者からの個別相談への丁寧な対応により、独占禁止法や下請法の違反行為の未然防止を図るとともに、同法に違反する行為には厳正に対処する方針を示している。

企業がインボイス制度の実施を契機として取引条件を見直す場合、同委員会が示す独占禁止法・下請法上の考え方を踏まえ、取引先が不利益を被ったり、今後の取引に関する不安を抱えたりすることなく、対等な立場で対話を行い、双方が納得した取引条件を設定することが必要である。そのためには同委員会が注意した事例、独占禁止法や下請法上問題となる行為について従業員へ改めて周知徹底すること、問題となりそうな行為について会社へ相談できる体制を整備すること等が求められる。

今後も事例や公正取引委員会から発せられる情報などに注視して独占禁止法や下請法における留意事項を把握し、自社の状況を踏まえた対策を講じることが求められる。

* 令和5年10月4日付事務総長定例会見議事録

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/231004.html

<サイバーセキュリティ>

○マルウェアを使わずに身代金要求「ノーウェアランサム」に警察庁が注意喚起

(参考情報：2023年9月21日付 警察庁公表資料

「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R05_kami_cyber_jousei.pdf

警察庁は9月21日、「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公開した。平成26年上半期から半期に1回、サイバー犯罪やサイバー攻撃等のサイバー空間の脅威について、事例や統計データ等とともに警察の施策等を警察庁が取りまとめ、掲載している。令和5年上半期の脅威情勢のうち、ランサムウェア被害が依然高水準であること等を挙げている。

企業・団体等におけるランサムウェア被害として、令和5年上半期に都道府県警察から警察庁に報告のあった件数は103件あり、警察庁は被害にあった企業・団体等にアンケート調査を行った。アンケート調査の結果、ランサムウェアの感染経路は、VPN機器からの侵入が71%、リモートデスクトップからの侵入が10%を占め、これらテレワーク等に利用される機器等の脆弱性や強度の弱い認証情報等を利用して侵入したと考えられるものが82%だったことが判明した。

最近の事例として、企業・団体等のネットワークに侵入し、データを暗号化する（ランサムウェアを用いる）ことなくデータを窃取した上で、企業・団体等に対価を要求する手口（「ノーウェアランサム（No-ware Ransom）」）による被害が、新たに6件確認されたことが示されている。

これまでのランサムウェア攻撃ではマルウェアによる暗号化スクリプト実行時にEPP*やEDR**によって検知されるケースもあったが、ノーウェアランサムはその名のとおりに、マルウェアを使わないため、検知されにくい。さらに本手法は、攻撃者にとって比較的容易で、ローコスト・ローリスクであり、今後、本手法による被害が増加していくことが予想される。

近年、事業継続に大きな影響を及ぼす、深刻なランサムウェア攻撃被害が日本国内でも多数発生しており、「バックアップの取得」の重要性がうたわれているが、データの暗号化をしないノーウェアランサムにおいてはこの対策は無力である。攻撃者の手法は多様化しているため、もちろんバックアップの取得とデータリストアの訓練実施は引き続き必要ではあるが、データ窃取の防止には「組織内に侵入させない」、「侵入された後の不審な挙動を検知・ブロックする」などの多層的な対策が必須となる。

* Endpoint Protection Platform の略。ウイルス対策ソフトなどマルウェア感染を防止することに特化した製品。

** Endpoint Detection and Response の略。ウイルス対策ソフトで検知できず侵入された脅威（不審な挙動）を検知したり、当該製品が収集するログを元にマルウェアの侵入経路を特定する調査に活用する。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研（株） リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023